

平成31年3月31日

宗教法人 湊神社

## 東日本大震災による再建復旧事業進捗状況について

平素より当社の再建復旧事業にご理解ご支援を頂き厚く御礼申し上げます。平成30年度における本事業における復旧事業進捗につきまして、以下の通りご報告申し上げます。

### 記

本事業における「復旧」の特殊性

災害復旧事業における復旧とは通常被災前の状態へ復元することではありますが、当社は東日本大震災の津波による被害で施設のすべてが流失し復元できうる状況ではなく、また境内地が名取市策定の復興事業における複数の問題点により現地再建も叶わなかったという現状にあります。

そのため、施設の改修ではなくほぼ新規に行わなければならない従前施設と同等の規模であるという条件で復旧事業を行うべく事業を進めております。

本来であれば社殿の建設はその中心的事業であり、急務とすべきところではありますが、他の施設の建設を優先した事情につきましては、当社備品の保管のため借りていた倉庫の明け渡し期限が明確になったことが挙げられます。備品の多くは震災以降、様々な方々からのご支援によって御奉納された御神輿等があり、その取扱いには特に細心の注意をもってあたねばなりません。

今般の指定寄附制度において、特に前倒しの必要性があったものは

- 鳥居
- 倉庫

の二点であります。

鳥居につきましては、かねてより伊勢の神宮より式年遷宮で生ずる古材の譲り渡しについて協議を行っていましたが鳥居はその古材一式に含まれておりませんでした。指定寄附制度申請手続きが整った頃、神宮より鳥居についての通知があり、まさに我々にとっても予想外の事でありました。そのため、寄附の達成額に関わらず本件に着手する必要性がありました。

また、当地閉上では平成29年後期から災害復興公営住宅の完成と共に多くの氏子の皆様方が生活を始めました。その節目の年となる平成30年例祭は新境内地、復旧の進む閉上の新たな町の中で執り行おうと言う機運が高まるのは自然の流れであります。

そのため、例祭にかかるものとして最小限の施設として旗立台を購入いたしました。

倉庫につきましては、当社備品、神輿の保管施設の今後の状況によるものであるというのはすでに

申し上げた通りです。

なお、神輿殿は当社再建復旧事業として一体を成すものでありますが、指定寄附制度におきましてはその対象となっておりませんので当該制度の資金は充当しておりません。

以上